

公益社団法人東京都猟友会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人東京都猟友会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、狩猟知識の普及、狩猟道德の向上を通じて、有益鳥獣の保護、鳥獣資源の確保、及び狩猟の適正化を図り、以って狩猟の健全な発展と自然環境の保護に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 有害鳥獣の捕獲
 - (2) 狩猟事故防止の指導
 - (3) 野生鳥獣の保護増殖
 - (4) 都猟会館の運営
 - (5) 講習会、標的射撃会及び銃の取扱いに関する研修会の開催
 - (6) 狩猟免許等申請に関する事務の取扱い
 - (7) 官公署より委嘱された事項の処理
 - (8) 会報又は機関誌の発行
 - (9) 猟区の運営
 - (10) その他この法人の目的を達成するために必要な諸事業
- 2 前項の実施事業は、日本全国において行う。

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同する猟銃・空気銃所持許可証又は網・わな猟免許を有する個人
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

(入会)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- 2 入会は、総会の決議により別に定める入会及び退会規程に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これを申込した者に通知するものとする。

(会費)

第7条 正会員は、この法人の運営及び事業の実施に要する経費に充てるため、総会の決議により別に定める会費規程に基づき、会費を負担しなければならない。

- 2 賛助会員は、会費規程において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。
- 3 前2項の会費及び賛助会費については、その2分の1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費のために充当するものとする。

(退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前二条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納付しないとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 会員が死亡又は破産したとき。
- (4) 会員が猟銃・空気銃所持の許可又は網・わな猟免許を喪失したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員がその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 会員がその資格を喪失しても、既に納付した会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

3 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 役員の報酬等の額の決定又はその規程の制定若しくは変更
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告並びに貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 入会の基準及び会費の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) 前各号に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第14条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総正会員の議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求が理事にあったとき。

4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

(2) 請求があった日から6週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員のうちから選任する。

(定足数)

第17条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第18条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 合併

(6) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

- 第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法により、又は代理人をもって、議決権を行使することができる。
- 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定により議決権を行使する場合は、当該正会員は出席したものとみなす。

(総会の決議の省略)

- 第20条 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会への報告の省略)

- 第21条 理事が正会員の全員に対し、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 前項の議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が、記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

- 第23条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 15名以上23名以内
- (2) 監事 1名以上5名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、2名を副会長とする。
- 3 前項の会長及び副会長を一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事は、正会員のうちから選任する。
- 3 会長及び副会長は、理事会において理事の中から選定する。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、この法人を代表し、会長を補佐するとともに、その業務を執行する。
- 4 会長及び副会長の権限は、理事会の決議により別に定める職務権限規程による。
- 5 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類、事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときには意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果

を総会に報告すること。

- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員の任期)

第27条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、第1項の規定にかかわらず、現任理事の残任期間とする。
- 4 役員は、第23条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第28条 役員は、いつでも総会の決議によって、解任することができる。

(報酬等)

第29条 役員には、その職務執行の対価として総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支払うことができる。

- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬等及び費用に関する規程による。

(責任の免除又は限定)

第30条 この法人は、役員の一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団・財団法人法第115条第1項に定める外部役員との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

(顧問、相談役及び参与)

第31条 この法人に顧問、相談役、参与を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役はこの法人の役員経験者の中から総会の決議により任期を定めたとえで選任する。
- 3 参与はこの法人の役員経験者または学識経験者の中から理事会の決議により任期を定めたとえで選任する。
- 4 顧問、相談役及び参与は無報酬とする。ただし、その職務を行うために必要な費用の支払いをすることができる。

(顧問、相談役及び参与の職務)

第32条 顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に応え、会長に対し、助言し意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長及び副会長の選定及び解職

- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備

(6) 第30条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結

(開催)

第35条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 一般社団・財団法人法第101条第2項及び第3項の規定により監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、理事会を前条第3号の規定により理事が招集する場合及び同条第4号後段の規定により監事が招集する場合を除く。

- 2 前条第3号の場合は理事が、同条第4号後段の場合は監事が、理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集する場合には、会議の日時及び場所並びに目的である事項を、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故ある場合その他やむをえない事情により出席できない場合は、出席した理事の中から議長を選出する。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第25条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(財産の種別)

第43条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次の各号をもって構成する。

(1) この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産

(2) 公益法人への移行日以後に基本財産として寄附された財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

4 公益認定を受けた日以後に寄附を受けた財産又は交付を受けた補助金その他の財産については、その半額以上を第4条第1項の公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める寄附金等取扱規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第44条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を得なければならない。

3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める基本財産管理規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第45条 この法人の財産の管理及び運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年9月1日に始まり、翌年8月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第47条 この法人の事業計画書、収支予算書、並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、法令の定めるところにより、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 この法人は、第2項の通常総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第49条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることのできる理事の3分の2以上の議決を経て、総会の決議を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様の理事会の議決を経て、総会の決議を得なければならない。

(会計原則等)

第50条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める取扱規程による。

第8章 定款の変更、合併及び解散

(定款の変更)

第51条 この定款は、第54条の規定を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く。)をしようとするときは、その事項の変更に付き、行政庁の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(合併等)

第52条 この法人は、総会の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会の決議により解散することができる。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第54条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第5条第17号のイからトに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益認定法第5条第17号のイからトに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第56条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会は、その決議により、その諮問機関として委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4 委員長は委員の中から互選し、理事会の決議により定める。

第10章 事務局

(設置等)

第57条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第58条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿

- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
 - (5) 理事会及び社員総会の議事に関する書類
 - (6) 財産目録
 - (7) 役員の報酬等の規程
 - (8) 事業計画書及び収支予算書
 - (9) 事業報告書及び計算書類等
 - (10) 監査報告書
 - (11) その他法令で定める帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第60条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第11章 公告方法

(公告)

第59条 この法人の公告方法は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第12章 情報公開

(情報公開)

第60条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は会長澤地忠彦、副会長原寫武義、副会長塩田久とする。

附則（令和2年11月25日）

- 1 令和2年11月25日定時総会において一部変更（理事の定数）

役員の報酬等及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人東京都獺友会（以下「この法人」という。）の定款第29条の規定に基づき、役員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は年額とし、非常勤役員に対しては、必要の都度、定額を支払うことができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬年額は別表第1「常勤役員の報酬年額」のとおりとする。

- 2 非常勤役員に対する報酬は別表第2「非常勤役員の報酬」に定める金額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員にあっては、必要の都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、総会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益社団法人東京都獵友会の設立の登記の日から施行する。

別表第1 常勤役員の報酬年額

・会長	12万円までの範囲内
・副会長	12万円までの範囲内
・理事	12万円までの範囲内
・監事	12万円までの範囲内

別表第2 非常勤役員の報酬

必要の都度、謝金として1人一律1万円

弁護士、公認会計士、税理士の有資格者監事は必要の都度、謝金として1人一律3万円

講師及び原稿執筆謝金の支払に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人会東京都獵友会（以下「本会」という）の主催又は共催する講習会、セミナー又はこれに類する会合（以下、「講習会等」）の講師及び本会が原稿執筆を依頼した際の謝金に関する事項を規定する。

(対象)

第2条 この規則における謝金の支払対象は、本会が依頼した講師、執筆者とする。

(協会主催の講師謝金)

第3条 本会の主催又は本会が共催する講習会等において、本会から依頼を受けて講師を行った場合は、原則として1日あたり2万円の講師謝金を支払うことができる。

2 1回の講習会等が複数日に渡って開催される場合、実際に講師を行なった日数に対して1日あたりの講師謝金を支払う。

3 第1項の規定に係わらず、会長が事前に承認した場合は、1日あたり5万円を限度に支払うことができる。

(原稿執筆謝金)

第4条 本会が執筆を依頼した場合は、会長は第三者が執筆した際に支払われる執筆謝金に相当する金額を限度として執筆謝金を支払うことができる。

(改正)

第5条 この規則の改正は、理事会の議決により行うものとする。

(補則)

第6条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則 平成30年9月1日 施行